

用語解説

- 少年・・・・・・・・20歳未満の者をいう。
- 青少年・・・・・・・・18歳未満の者をいう。
(北海道青少年健全育成条例(以下育成条例とする。)等で使用する定義)
- 児童・・・・・・・・18歳未満の者をいう。
(児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下児童買春、児童ポルノ法とする。)等で使用する定義)
- 犯罪少年・・・・・・・・罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
- 触法少年・・・・・・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
- ぐ犯少年・・・・・・・・保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- 非行少年・・・・・・・・犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- 刑法犯・・・・・・・・主に刑法に規定する罪をいう。
- 特別法犯・・・・・・・・刑法犯を除く全ての犯罪(道路交通関係法令に規定する罪を除く。)をいい、条例に規定する罪を含む。
- 福祉犯・・・・・・・・少年の福祉を害する犯罪をいう。
- 児童ポルノ・・・・・・・・児童買春、児童ポルノ法第2条第3項各号に定める児童の姿態(18歳未満の者の裸や性的な行為に係る姿態等)を描写した写真、電磁的記録に係る記録媒体(DVD等)、電磁的記録等
- 自画撮り被害・・・・・・・・SNS等で知り合った相手にだまされたり、脅かされたりして自分の裸を撮影させられた上、メール等で送られる被害。

- 包括指定 育成条例第16条第1項第1号及び第2号に規定する指定方式で、卑わいな姿態等を撮影した写真等が、あらかじめ定めた割合を超える図書類を自動的に有害図書類とするもの。

- 団体指定 育成条例第16条第1項第2号に規定する指定方式で、知事が指定する審査団体が審査し、青少年の視聴を不相当としたものを自動的に有害図書類とするもの。

- 個別指定 育成条例第16条第1項第3号に規定する指定方式で、審議会の意見を聞くことが要件となっている。